

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成28年第 8 回久山町議会定例会)

平成28年12月15日

午前 9 時30分開議

於 議 場

- 日程第 1 議案第67号 久山町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 2 議案第68号 久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
について (28久山町条例第24号)
- 日程第 3 議案第69号 久山町税条例等の一部を改正する条例について  
(28久山町条例第25号)
- 日程第 4 議案第70号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
(28久山町条例第26号)
- 日程第 5 議案第71号 久山町農業委員会の委員及び久山町農地利用最適化推進委員定数条  
例の制定について (28久山町条例第27号)
- 日程第 6 議案第72号 久山町立幼稚園条例の制定について (28久山町条例第28号)
- 日程第 7 議案第73号 北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約  
の一部変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第74号 土地取得について
- 日程第 9 議案第75号 土地取得について
- 日程第10 議案第76号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第77号 平成28年度久山町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第12 議案第78号 平成28年度久山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第13 議案第79号 平成28年度久山町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第14 議案第80号 平成28年度久山町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第15 議案第81号 久山町副町長の選任同意について
- 日程第16 議案第82号 久山町教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第17 議案第83号 久保橋上部工架設工事請負契約について
- 日程第18 発議第 2 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 日程第19 陳情第 2 号 玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の町民への事前配布を  
求める陳情
- 日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務調査
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	有田行彦	2番	山野久生
3番	阿部文俊	4番	只松秀喜
5番	阿部賢一	6番	城戸利廣
7番	阿部哲	8番	本田光
9番	松本世頭	10番	木下康一

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

1番	有田行彦	2番	山野久生
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長	久芳菊司	副町長	只松輝道
教育長	中山清一	総務課長	安部雅明
教育課長	松原哲二	教育課付課長	久芳義則
田園都市課長	實淵孝則	税務課長	川上克彦
健康福祉課長	物袋由美子	上下水道課長	國寄和幸
町民生活課長	森裕子	経営企画課長	安倍達也
魅力づくり推進課長	矢山良寛		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	矢山良隆	議会事務局書記	山本恵理子
総務課係長	阿部桂介		

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に従い、次へ進めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第67号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長（木下康一君） 日程第1、議案第67号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないように、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第67号久山町教育委員会委員の任命同意について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第68号 久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第2、議案第68号久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第68号久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第69号 久山町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第3、議案第69号久山町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第69号久山町税条例等の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第70号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第4、議案第70号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第70号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第71号 久山町農業委員会の委員及び久山町農地利用最適化推進委員定数条例の制定について

○議長（木下康一君） 日程第5、議案第71号久山町農業委員会の委員及び久山町農地利用最適化推進委員定数条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私は、今回農業委員の選出方法が変わるということで、今町長は今後厳しくなる農業問題に取り組んでいくと話されています。確かに農業問題は間口が広く奥行きも深いと思います。普通間口が広ければ奥行きは浅いというが、議員も農業問題を勉強していくには、農業委員会に入れば、農業問題の現実をじかに勉強できる、そういった場も必要ではないかとも考えております。そこで、町と議会が一緒になって農業問題に取り組んでいくためにも、今回の農業委員の選出方法が変わったとしても、今までどおりに地域や議会からの推薦した人を農業委員として任命すべきであると考えますが、その点どういうふうに考えられていますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回、そういう制度が変わりますので、次回からは町長が選任するという形になります。今おっしゃったように、まだはっきりした私も方針は出してませんけれど、現状の構成あたりを基本として、いろいろ検討をしていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 物の本によりますと公募もあると、公募もできるというような仕組みになっておるといふことらしいですね。しかし、公募をして候補者が定数を越えた場合

は、非常にややこしいシステムがあるようでございますので、そういうことにならないように、今までどおりやっていただいたらと思うんですが、再度お尋ねいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今までどおりというか、今までどおりというのは選挙という形になりますので、構成についてのことであれば、今言いましたようにバランスのとれた構成の中で農業委員という形を選定していきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 構成ということでございますが、推薦することができる、前もって町長は地域の方の推薦等を参考に決めることができるというふうに書いてあるわけでございますので、ぜひその点を尊重していただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対を討論。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 議案第71号に反対討論を行います。

昨年の国会で農協改革関連法の一環として農業委員会等に関する法律の改正が成立しました。議案第71号もそれに伴う条例改正であります。今回は従来の延長ではないというふうに思います。法律の目的から農民の地位の向上を削除し、委員の公選制を廃し、意見の公表、建議を業務から削除するなど、農業委員会の農業者の民主的な機関としての性格を法律から消して停止させるものであります。農業委員会が必ず行う仕事として、これまでの農地の異動、転用の許可業務などに加えて農地等の利用の最適化の推進の事務が位置づけられ、そのための指針を定めることも業務とされました。農地の集積や耕作放棄地の解消などは、これまで任務業務とされてきたものであります。今回新たに農業委員会とは別に農地利用適正化最適化推進委員の制度が導入、農業委員としての推進委員の役割分担や連携が果たして、うまくいくかといった不安も出ております。環太平洋連携協定、TPPは国会で承認されたものの、トランプ次期アメリカ大統領はTPP離脱を表明しております。今、強く求められているのは、多国籍企業のためのルールではなく国民の暮らしを守

るためのルール作りであります。同時に町や農業団体、農家、住民、消費者などが協働して地域農業を守るための取り組みを強めることだと考えます。また、有害鳥獣の防止対策、地産地消の取り組み、学校給食への地場農産物の供給、農地の有効利用や耕作放棄地の解消、地域農業振興のために農業委員会の役割の発揮は、大きな課題となっております。農地利用最適化推進委員も農業委員会が定める区域ごとに推薦、公募を行い、その情報を整理、公表し、その結果を尊重して農業委員会が委嘱するとされております。したがって、地域の農業を守ることをできる人が選ばれるようにすることを強く求め、反対討論といたします。

以上です。

○議長（木下康一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第71号久山町農業委員会の委員及び久山町農地利用最適化推進委員定数条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第72号 久山町立幼稚園条例の制定について

○議長（木下康一君） 日程第6、議案第72号久山町立幼稚園条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第72号久山町立幼稚園条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第73号 北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更に関する協議について

○議長（木下康一君） 日程第7、議案第73号北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第73号北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更に関する協議について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第74号 土地取得について

○議長（木下康一君） 日程第8、議案第74号土地取得についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第74号土地取得について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第75号 土地取得について

○議長（木下康一君） 日程第9、議案第75号土地取得についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第75号土地取得について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第76号 町道路線の認定について

○議長（木下康一君） 日程第10、議案第76号町道路線の認定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第76号町道路線の認定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第77号 平成28年度久山町一般会計補正予算（第5号）

○議長（木下康一君） 日程第11、議案第77号平成28年度久山町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私は2項目ほど質問させていただきます。

第1は、ページ13ページ、2項寄附金、17款寄附金、1目寄附金であります。先日、この17款の寄附金については、新宮町の取り組みのお尋ねいたしました。について、またちょっとお尋ねしたいというのがありますので、よろしくお願いします。

さきの一般質問で隣町のふるさと寄附金、新宮町の取り組みについてお聞きいたしました。平成28年、今年10月まで当初予算では見込み額は2,000万円でしたが、その10倍、約2億円の寄附があった。新宮町町議のお話では何もしなければ、やられっ放しになる。平成27年、昨年は寄附収入額は80万円、新宮町の町民がほかの自治体へ寄附されたことにより町民税の減収が約4,000万円減ったことにより町議でも一緒に積極的に取り組んだ結果2億円になったと。しかし、実は昨日の新聞見まして、びっくりいたしました。新宮町では寄附の申し込みが増え、返礼品の調達が再び不足していると。町の担当者は申し込みは加速度的な勢いで年末年始にどれくらい集まるかわからないと。今月12月10日までだけでも計9,000万円の寄附があり、今年12月の寄附収入額は2億3,900万円に上ったとの新聞も見ました。この記事を見て町長はどういうふうに考えられますか。

○議長（木下康一君） 有田議員、2項目と言われましたので、一括で答えていただきますので。

○1番（有田行彦君） 2項目めは、ページ28ページ、5項都市計画費、8款土木費、2目公園費についてお尋ねいたします。

スポーツ施設中心の事業、全体的に施設を完成されるためには資金は多額を要すると考えられます。今回、工事請負費が6,150万円の金額になっていることについて町長は、どう受け止められているか、また今後の資金のめどについては、どう考えられるかお願いいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ふるさと創生基金の新宮町さんの例については、私も新聞を見て驚いているというのが正直な気持ちですね。ただ、恐らくこういう、今ちょっとそういうふうな自治体が何件か突出して出てきておりますので、恐らくしばらくは加熱するんじゃないかなという気がしますので、町によって、いろんなやり方、あるいは特産品とかという品

物のあり方によって、いろいろ異なると思いますけれども、本町は本町で金額は、ちょっと比較すると非常に小さいと思いますけれども、昨年と比べて倍数からいえば、かなり努力はしてきておりますけれども、しばらくは、こういう状況が続くということが予想されますので、私としては久山町で今現在でできることをしっかり来年度は取り組んでいきたいと思っています。

それから、総合公園の関係ですけれども、これは非常に規模が大きな公園でございます。久山町のそういう予算規模からすると、かなりこれはもう年数をかけるしかないなと思ってますけれども、基本的には国の交付金によって事業を進めていこうとしていますので、今年度は国の交付金が減額されたという形でございますけれども、国の交付金が100%ではございませんので、町の持ち出しも大きいわけですから、町としては早く進めたいという意向もありますけれども、財政的には、やむを得ないかなと、そういう感じで捉えております。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 寄附金、ふるさと納税は国の国策ですね。国がやめれと言わん限りは、これやっていかないかん。現実的に平成27年、町民税は減額ですよ、減少してるんです、久山町も。それで、28年はということになると、来年の9月議会で、はっきりとした数字は出るかもわかりませんが、どうも積極性が足らん。ようし、やろうとかというそういう勢いが見えてこないですね。町長、そういう点を、もう少し物足りないんですが、もう少し追求して考えてということは思っていらっしゃらないか、もう一度お尋ねします。

それから、総合公園につきましては、私もいろいろとできりゃ便利も町民の方も喜ばれるかなあと思い、反面ながら完成後の施設の運用、管理について、その久山相撲場のように年間の利用スケジュールが決まっているなら建設しがいもあるんでしょうけれども、今どういうとに、例えばどういうスポーツとかああいうなのを持ってこようとか考えてあるのかが、はっきりわかりませんので、そういうことからすると維持管理費のことも今後考えていかなくちゃいけないんじゃないかと思いますが、その点どうでしょうかね。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ふるさと納税については、意気込みが足らんということでしたが、意気込み入れて担当もやっていますので、本庁内で工夫してやっています。新宮町さんはちょっと突出してそういう結果を出してますけど、先ほどおっしゃったように町民の支出が4,000万円ということであつたけど、うちは町民の支出が200～300万円、だからそもそも規模が違うんですね、一方で。また、確かにもう新宮町さんの取り組みというのは、そう

いう民間団体というのを委託先に作られて、そこに非常に、いい人材が公募で来られたということで、当然手数料も8,000万円近くお支払いになってるということを聞いてまして、それにしても、すごいなという気はしていますので、久山町で、これはもう相手とうちの、いかに本当は趣旨が副議長もおわかりだと思いますけれども、ふるさと納税、本当はそういう形じゃないだろうと思っています。ただ、おっしゃるように国策として国が出している以上は、少なくとも、うちの税金がマイナスにならんように、これはしていかないかんと思っていますので、今現在うちで取り組めるのは今ある品物での品ぞろえをいろんな、あとはやり方によってアピールしていく、もうこれしかないと思っていますので、この辺の工夫を1課だけじゃなくて、ちょっと部署の人たちに作って知恵を出していきたいと思っています。

それから、運動公園については、これは1つは、もうこれは町の単独でする公園ではございませんので、御承知のように今のあの上久原の総合運動公園というのは、元来山田地区の石切地区に、あそこの開発するときの一つのセットとなった形で40ヘクタールの都市公園の設定をしていましたので、これをむやみにやめるわけにはいかないという形で、今度は久原のほうに移してきたんですけれども、基本は、やはりスポーツクラブあたりのいろんな野球とかサッカーとかあるいはテニスとかというのが、久山町の場合は他町に比べて非常に少ないからという強い要望があつてますので、そういう施設について整備していくという考えであります。これはまたスポーツクラブのほうにも、ちょっとそういう声を聞きながら施設の配置をしていますけれども、何せ規模が大きいから、それともう一つは、一方で議員がおっしゃったようにスポーツ人口がどうしても、ちっちゃいということもありますけれども、文化と同様スポーツ振興というのは町民の文化生活の中に必要なことだろうと思うし、健康にも必要だろうということで思っていますので、一応の今考えているのは基本となるのは一番上にサッカー場、野球場、それから下のほうには要望が強いテニスコートあたりを造りながら、あとの残りについては総合近隣公園的な、いろんな方たちが、首羅山も隣にあるわけですから、人がおいでになるような、そういう形を造っていききたいなと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 結局ふるさと納税につきましては、私もできたら町民全員がそういうことに加わるんだと、そういう事業に加わるという意味で、例えば検討委員会、いわゆる商工会、農協、農協関係あるいは議員、町の担当、そういうふうな形の方が入っていただいて検討委員会とかというのを立ち上げて、ぜひやっていきたいなと。例えば佐賀県の上峰町あたりは町長が武広氏という人で37歳で若い、若いからということじゃないでしょう

けど、東京県人、佐賀県人会とか大阪佐賀県人会、あるいは同窓会事業を立ち上げて、各種同窓会をやってるところに会場に行って、いろいろ上峰町の宣伝をされる、いわゆる、ふるさとの宣伝をされると、そういうことも、ひとつぜひ取り組んでいていただきたいと思います。

それから、今採石場を含めた、旧採石場を含めたスポーツ公園を考えていらっしゃるわけですが、町内にはまだ採石場の閉山届出してないところがあるわけですね。あそこは閉山届はもう完了しとるんだらうかと。ちょっと私心配ながら、その点お尋ねします。

そして、しかもその中に計画の中に私有地、特に久原財産区の土地とかがありますので、そういう土地を先に買い上げて取り組まれたらどうかと思いますが、その点どうでしょう。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 採石場のとはちょっとまた購入とは別個の問題だろうと思っ  
ていま  
す、土地利用については。

それから、採石権とかという、これは財産区と清新産業が取り交わした形でござい  
ます  
ので、あの土地を町が買収して。

（1 番有田行彦君「いや、私が言ってるのは、日鉄の」と呼ぶ）

日鉄跡地ですか。日鉄のほうは、そういうあれは何もないと思います、おっしゃったよ  
うな、あれは採石権は終わってますので。

（1 番有田行彦君「ちょっと議長、ちょっと、ちぐはぐになっ  
とるところがあるんですがね、質問が」と呼ぶ）

日鉄跡地のほうは、もう町有地です。

○議長（木下康一君） ちょっと待ってください。ちょっと整理します。日鉄跡地のところ  
での  
質問。

（1 番有田行彦君「質問を私はしてるんです」と呼ぶ）

○町長（久芳菊司君） 日鉄跡地のは、もう町有地になっていますので。

○1 番（有田行彦君） それと、さっきのふるさと納税の検討委員会みたいなんとは。

○町長（久芳菊司君） これは、もう行政でやるべきだと。あと検討委員会というよりも、こ  
れは役場と、おっしゃったようにできれば商工会あたりが協力していただければ一緒に考  
えていきたいなと思っております。

（1 番有田行彦君「議長、もう一つ質問落としてある、答えを

落としてあるところがあるんですよ。日鉄採石場の跡地のところで」と呼ぶ)

○議長（木下康一君） ちよっと有田議員、ちよっと今の質問、今の3回目の質問の中の答弁漏れですね。

○1番（有田行彦君） はい。というのは、採石場、日鉄の採石場跡地はもう町有地になるから閉山届とかそんなのも完了しているということですね。

それともう一つは、あの中に私有地が入ってる。例えば久原財産区の土地とかが入ってますね。それで、ちよっとそこら辺が町長もややこしく考えられたんだなと思ったんですが、あの中に久原財産区の土地があるわけですよ。そやけん、私が言ってるのは、そういうこういった事業をするときは先に土地の買収をされたらどうかということをお尋ねしたんですよ。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 公園内はまだ民有地が幾つか残ってると思いますけれども、基本的に久原財産区の土地は、あそこだけじゃなく首羅山のほうにもあるんですけども、財産区は基本的に山の所有してありますので、町有地と財産区については柳ヶ原のほうのところの町有林との交換を進めていきたいなと私は考えています。

（1番有田行彦君「終わります」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第77号平成28年度久山町一般会計補正予算（第5号）、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第78号 平成28年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（木下康一君） 日程第12、議案第78号平成28年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第78号平成28年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第79号 平成28年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（木下康一君） 日程第13、議案第79号平成28年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第79号平成28年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第80号 平成28年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（木下康一君） 日程第14、議案第80号平成28年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第80号平成28年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第81号 久山町副町長の選任同意について

○議長（木下康一君） 日程第15、議案第81号久山町副町長の選任同意についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 本案は、現在の只松輝道副町長の任期が平成28年12月31日をもって満了することに伴い、新たに副町長を選任にするに当たり、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回新たに選任する者の方は、佐伯久雄氏、住所は久山町大字久原3390番地1、生年月日、昭和25年9月6日。佐伯久雄氏は、昭和47年3月、福岡大学を卒業された後、久山町役場職員として37年間の勤務実績をされ、その間教育課長、健康福祉課長、政策推進課長の重要なポストを歴任されるなど豊富な行政経験と指導力を備えた即戦力として期待されます。また、役場を退職後、平成23年から糟屋郡自治会館組合、糟屋郡町村会事務局に勤務された後、平成26年から須恵町社会福祉協議会事務局長を務められており、久山町を内外から学んでこられた見識豊かな方だと思っております。この豊富な知識と経験は今後の本町の行政を推進していく上において大いに生かされるものと確信いたしております。御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（木下康一君） 本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないよう、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第81号久山町副町長の選任同意について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第82号 久山町教育委員会教育長の任命同意について

○議長（木下康一君） 日程第16、議案第82号久山町教育委員会教育長の任命同意についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 御説明いたします。

本案は、教育委員会教育長中山清一氏の任期が平成29年1月4日をもって満了することに伴い、新たに教育長を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

任命する方は、氏名、安部正俊氏、生年月日、昭和34年8月24日、住所は糟屋郡久山町大字猪野1062番地。安部正俊氏は昭和57年3月、九州産業大学卒業及び昭和58年3月、仏教大学通信教育学科修了後、昭和62年4月、古賀市立花鶴小学校教諭を皮切りに平成6年から本町久原小学校教諭として7年間勤務された後、福岡県教育庁、生涯学習課、文化振興課、社会教育主事や国立教育政策研究所、社会教育実践研究センターの専門調査員、福岡県立社会教育総合センターの主任社会教育主事を歴任後、平成25年から福岡教育事務所社会教育室室長、平成27年からは古賀市教育委員会生涯学習推進課長として勤務後、現在本町の久原小学校校長として勤務されております。

以上、御説明しましたとおり、長期間本町の教育現場に教諭、校長としても勤務され、本町の教育事情につきましても十分精通されてある人物であります。学校教育、社会教育それぞれにおいて長年培われた知識と経験を十分に発揮され、本町の教育行政の発展と充実に御尽力いただけるものと確信をいたしております。御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木下康一君） 本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないよう、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） .....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

○議長（木下康一君） .....  
.....

○9番（松本世頭君） .....

○議長（木下康一君） .....

ほかはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第82号久山町教育委員会教育長の任命同意について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第83号 久保橋上部工架設工事請負契約について

○議長（木下康一君） 日程第17、議案第83号久保橋上部工架設工事請負契約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、指名競争入札に付した久保橋上部工架設工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第2項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

契約の目的。久保橋上部工架設工事請負契約。契約の方法、指名競争入札による契約。契約の金額、4,627万8,000円。うち、消費税相当額、342万8,000円。契約の相手方、福岡市博多区博多駅東1丁目12番6号、株式会社安部日鋼工業九州支店支店長吉田幹雄。工期は契約の日から平成29年3月28日まででございます。

工事概要等詳細につきましては委員会で担当課長が御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（木下康一君） 以上で説明が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時14分

再開 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に松本世頭議員から発言の申し出がっておりますので、許可します。

松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） . . . . .

○議長（木下康一君） . . . . .

.....

では、審議に移ります。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第83号久保橋上部工架設工事請負契約について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

○議長（木下康一君） 日程第18、発議第2号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題といたします。

提出議員より説明をお受けいたします。

有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。しかしながら、昨年実施された統一選挙において町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題ともなっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。可決いただきますようお願いいたします。

○議長（木下康一君） 提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

発議第2号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本件は可決されました。

意見書を関係機関へ早急に提出いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 陳情第2号 玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の町民への事前配布を求める陳情

○議長（木下康一君） 日程第19、陳情第2号玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の町民への事前配布を求める陳情を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

松本世頭第1委員長。

○第1委員長（松本世頭君） 報告いたします。

玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の町民への事前配布を求める陳情について、去る12月13日、第1委員会において慎重審議いたしました結果、1つ、危険性、2つ、副作用、3つ、費用対効果、また医師の処方箋などの問題も含めて時期尚早との意見があり、全員で不採択となったことを御報告いたします。

○議長（木下康一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

陳情第2号玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の町民への事前配布を求める陳情について、委員長の報告は不採択です。本件を委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本件は不採択と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（木下康一君） 日程第20、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し入れがっております。お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

○議長（木下康一君） 日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期の日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

ここで只松副町長並びに中山教育長より発言の申し出がおりますので許可いたし

ます。

只松副町長。

○副町長（只松輝道君） 発言の機会を得まして本当にありがとうございます。私、先ほど町長が議案の説明でもありましたように12月末をもちまして任期満了となり退任することになりました。副町長として2期8年、それから職員から通算いたしますと約45年間になります。約45年間公務に携わってまいりました。この間、この職を全うできましたのは、この議会の議員の皆様方の温かい御支援、御協力、それから御指導の賜物と、この場を借りまして厚く御礼を申し上げたいと思います。これからは一町民となりまして町政に協力し、また町政を一町民として今後は見守ってまいりたいと思いますので、今後ともまたよろしくお願ひしたいと思います。本当に長い間ありがとうございました。

○議長（木下康一君） 次に、中山教育長。

○教育長（中山清一君） 一言お礼を申し上げます。

このたび2期8年をもって退職をすることになりました。これまでの議員の皆様への厚い御厚情と御支援に心から感謝を申し上げます。この8年間はあっという間の8年でした。楽しくやりがいのある仕事を8年間やらせていただきました。8年前、久山というお話がありましたときには、自分に何ができるだろうか、しかも教育長という大役が務まるだろうかという不安でいっぱいでした。赴任いたしますと議員の皆様への優しい心と、そして思いやりのある御支援によりまして何とか8年間を無事に終わろうといたしております。本当にありがとうございました。

私はこの8年間、教育委員会の仕事は学校教育であれ社会教育であれ先生方あるいは地域の人たちの持つておる経験、能力、それをいかに発揮させてやるか、それを支援するのが教育委員会あるいは私の仕事ではないかというふうに思って、これまでやってまいりました。学校の先生方にも久山の学校に赴任されて、ほっとするのではなく、それまで培っていただいた経験やそして能力を十二分に発揮すれば久山の教育は絶対良くなるというふうに思っております。この8年間は多くのことができませんでしたが、皆さんの御支援によりまして、さらに久山が飛躍する種まきは、できたんじゃないかなというふうに思っております。私の後任である、次の教育長も議員の皆様方支えていただきまして、ぜひ久山の教育がさらに発展するようにお願いいたします。小さい町だからこそできる教育、小さい町でしかできない教育をさらに進めていただきたいなというふうに思っております。

私ごとになりますが、しばらくは、のんびりさせていただきまして、女房や孫たちに遊んでいただきながら第二の人生をこれからどう生きていきたいかということをしっかり考え

ていきたいなというふうに思っております。議員の皆さん方には8年間本当にありがとうございました。久山町議会の今後ますますの御発展と議員の皆さん方の御活躍、御健勝を心からお祈り申し上げましてお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木下康一君） 只松副町長、中山教育長、大変お疲れさまでございました。

これで会議を閉じます。

平成28年第8回久山町議会12月議会を閉会します。

長期間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時02分